

(5) 実習を担当する教諭の免許状を取得する方法（別表第5）

中学校及び高等学校において実習を担当する免許状を取得する方法です。

①中学校教諭の普通免許状（職業実習）

授与を受けようとする免許状			専修	一種		二種					
基礎資格 ※1			一種免許状を有する者	二種免許状を有する者		イ	ロ	ハ			ニ
最低在職年数 ※2			教員として3年	教員として3年	教員として4年			教員として6年	教員として7年	教員として8年	教員として6年
最低修得単位数 ※3	教科に関する専門的事項 ※4			10	5			10	8	5	5
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		2				4	3	2	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）									
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）									
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程									
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解									
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			3				6	4	3	3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法									
		総合的な学習の時間の指導法									
		特別活動の指導法									
		教育の方法及び技術									
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法									
		生徒指導の理解及び方法									
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
	計			5	5			10	7	5	5
大学が独自に設定する科目 ※5		15									
合計		15	15	10			20	15	10	10	

【基礎資格】

※1 二種免許状に係る基礎資格のイ～ニは、以下のとおりである。

- イ 大学において、職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者。
- ロ 大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者。
- ハ 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を有する者。
- ニ 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を有する者で、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校を卒業した者。

【最低在職年数】

※2 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、最低在職年数（一種免許状…3年、二種免許状のハ…6年）を超える在職年数には、校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった期間を通算することができる。

さらに一種免許状の授与を受ける場合は、専科担任制度により小学校（義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部を含む。）において教諭又は講師の職にあった期間を通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※3 基礎資格を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※4 『教科に関する専門的事項』は、下表のとおり修得するものとする。

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数		
		10単位	8単位	5単位
職業実習	産業概説	4科目以上	4科目以上	3科目以上
	職業指導			
	「農業、工業、商業、水産」＊			
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」＊			

＊ 「 」内の科目については、いずれか1以上

※5 『大学が独自に設定する科目』は、大学院の課程、大学の専攻科の課程又は指定大学において修得するものとする。

②高等学校教諭の普通免許状（別表第5、附則第9項）

看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習の免許状を取得する方法です。

授与を受けようとする免許状			専修	一種					
基礎資格 ※ 1			一種免許状を有する者	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
最低在職年数 ※ 2			教員として3年		教員として3年	3年	3年	6年	3年
最低修得単位数 ※ 3	教科に関する専門的事項 ※ 4				5	5	5	5	5
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			2	2			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）							
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程							
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解							
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）							
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				3	3			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法							
		特別活動の指導法							
		教育の方法及び技術							
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
		生徒指導の理解及び方法							
		計	0		5	5			
	大学が独自に設定する科目 ※ 5		15						
合計			15		10	10			

【基礎資格】

※1 一種免許状に係る基礎資格のイ～ヘは、以下のとおりである。

イ 大学において当該実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技能優秀と認められる者。

ロ 当該実習についての高等学校助教諭の臨時免許状を有する者。

ハ 大学において当該実習に係る実業に関する学科を専攻して、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有する者。

ニ 高等専門学校において、実習に係る実業に関する学科を修め、卒業した者。

ホ 高等学校において、実習に係る実業に関する学科を修め、卒業した者。

ヘ 上記以外の者で、9年以上その学科に関する実地の経験を有する者。

【最低在職年数】

※2 一種免許状の授与を受ける場合は、最低在職年数（3年）を超える在職年数には、校長、教頭、教育長、指導主事、又は社会教育主事の職にあった期間を通算することができる。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※3 基礎資格を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※4 『教科に関する専門的事項』

下表の科目について、「実習」の科目を修得しなければならない。

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
看護実習	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	2科目以上 5単位
	看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	
	看護実習	
家庭実習	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	
	被服学(被服製作実習を含む。)	
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	
	住居学(製図を含む。)	
	保育学(実習及び家庭看護を含む。)	
	家庭電気・家庭機械・情報処理	
情報実習	情報社会・情報倫理	
	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	
	情報システム(実習を含む。)	
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	
	情報と職業	
農業実習	農業の関係科目	
	職業指導	
工業実習	工業の関係科目	
	職業指導	
商業実習	商業の関係科目	
	職業指導	
水産実習	水産の関係科目	
	職業指導	
商船実習	商船の関係科目	
	職業指導	
福祉実習	社会福祉学(職業指導を含む。)	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	
	社会福祉援助技術	
	介護理論・介護技術	
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	
	加齢に関する理解・障害に関する理解	

※5 『大学が独自に設定する科目』

大学院の課程、大学の専攻科の課程又は指定大学において修得するものとする。